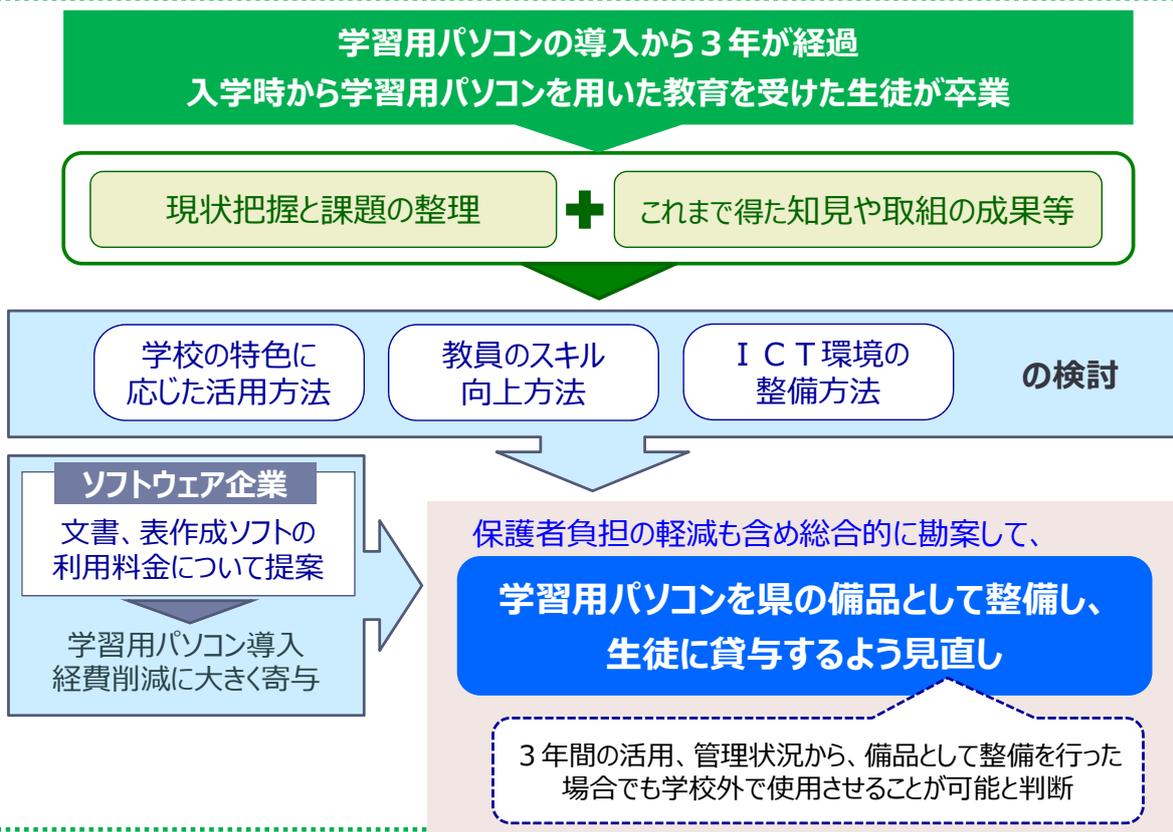


平成30年度の新1年生からの 学習用パソコンの整備方法等 の変更について

平成30年1月

佐賀県教育委員会

学習用パソコンの整備方法の見直しの経緯

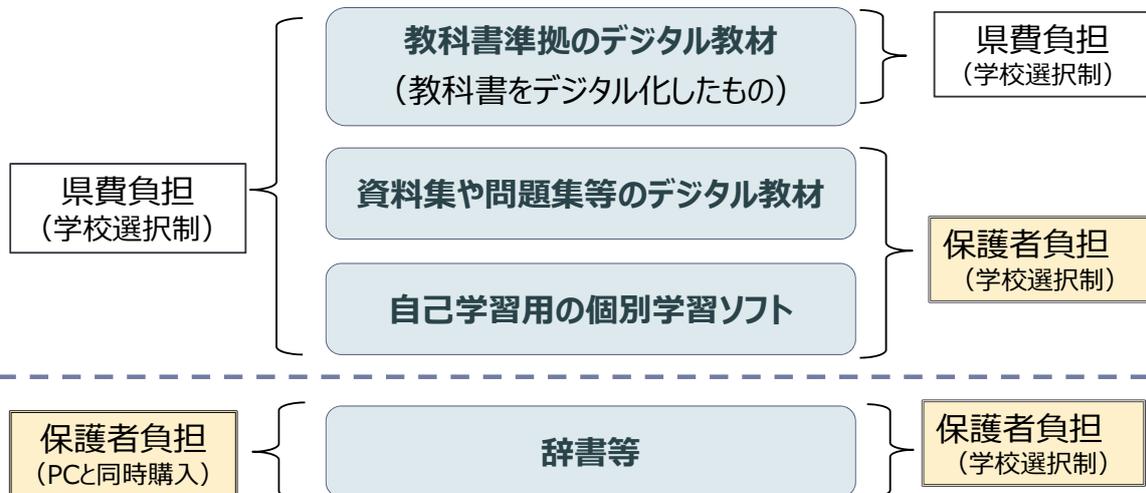


在学期間中の負担及び卒業後の取扱の変更点

区分	平成26～29年度の入学生	平成30年度の入学生	
在学期間中の負担	学習用パソコン	保護者購入 (別に県補助あり)	県備品として整備し、生徒に貸与 保護者負担なし
	デジタル教材	授業で使用するデジタル教材 は、全て県負担	授業で使用するデジタル教材 (教科書をデジタル化したものを 除く) は、保護者負担
	辞書	保護者負担 (学習用パソコンに付属)	保護者負担 (各学校が選択)
卒業後の取扱	学習用パソコン	個人の所有物であるため、 卒業後も継続して使用可	県備品の貸与物であるため、 卒業時に県に返却
	デジタル教材	使用期間は教材により異なる 卒業後は使用不可	使用期間及び卒業後の使用の 可否は、教材により異なる
	辞書	卒業後も継続して使用可	

デジタル教材の負担の考え方

【従来】



【備考】 今後も教科書は紙のものが必要であるため、二重負担にならないようにする